

# 住宅の応急修理制度（災害救助法）

令和4年福島県沖を震源とする地震における住宅応急修理実施要領(福島県災害対策本部)により、災害により住宅が準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯等に対して、法に基づく応急修理を実施します。

※応急修理は市が業者へ依頼して実施します。(指定業者名簿に含まれない施工業者による修理についても制度利用が可能ですので、指定業者登録申請書をご提出ください。)

※原則、修理の着手前に申込みが必要になります。既に修理が終了し、修理費の支払が完了している場合は対象となりません。

※詳細は、お問合せください。

## 1 対象世帯

以下の全ての要件を満たす世帯

(1)当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の住家被害を受けたこと。全壊は応急修理によって居住が可能となる場合は対象。

(2)応急修理によって避難所等への避難を要しなくなり、引き続き居住すること。

(3)中規模半壊、半壊及び準半壊の住家被害を受けた世帯は、自らの資力では応急修理できない旨の申出書を提出すること。

## 2 応急修理の範囲

①屋根等の**基本部分**

②ドア、窓等の外部に面した**開口部**

③上下水道等の**配管・配線**

④トイレ、風呂等の**衛生設備**

のうち日常生活に必要欠くことのできない部分でより緊急を要する箇所を実施する。

※地震の被害と直接関係ある修理のみが対象。

※内装に関するものは原則として対象外。

(壊れた床の修理と併せて畳等を補修する場合、壊れた壁とともに壁紙を補修する場合は、当該床、壁の部分に限り対象。)

※柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可。

※家電製品は対象外。

※リフォームや仕様のグレードアップとなるものは対象外。

※応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所(土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。)に限られ、一般的に修理は屋根、壁、床など、より緊急を要する部分から実施する。

### 3 基準額等

- (1) 1世帯あたりの限度額は59万5千円(準半壊は、30万円)
- (2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合は、1世帯あたりの限度額となる。  
※二世帯住宅で、世帯毎に生活の場が分かれていますれば、それぞれの世帯で応急修理の申込みができる。
- (3) 応急修理の費用は、修理箇所毎に算出する。
- (4) 借家であっても所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないため居住する場所を失う場合は、所有者の同意を得て対象とできる。  
なお、この場合、所有者の資力を確認するため、所有者の所得が確認できる公的機関からの証明書・書類等をあわせて提出すること。

## 4 必要となる書類

### (1) 申込(指定業者⇄申込者⇒市)

#### 必要書類一覧

- 住宅の応急修理申込書/様式第1号
  - 災害証明書(居住者用)の写し
  - 施工前の修理箇所等の被害状況が分かる写真
  - 住宅応急修理見積書(屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を明記)/様式第3号
  - (中規模半壊、半壊、準半壊の場合)資力に関する申出書/様式第2号
  - (修理業者が指定業者に登録していない場合)指定業者登録申請書
- ※住宅の応急修理制度は、自宅の建築を施工した業者や近所の業者等へ見積書作成を依頼し、申込みをすることが可能です。
- (借家の場合)所有者の同意書/様式第7号、賃貸契約書、所有者の資力を確認できる公的機関からの証明書等

※指定業者が必要書類を提出することも可能です。

### (2) 工事実施(市⇒指定業者⇄申込者)

工事の実施は、市からの応急修理決定通知が交付されてからとなりますのでご注意ください。

### (3) 工事完了(申込者⇄指定業者⇒市)

#### 必要書類一覧

- 工事完了報告書/様式第6号
- 修理見積書(写)
- 施工前、施工中、施工後の写真
- 請求書

## 5 受付場所

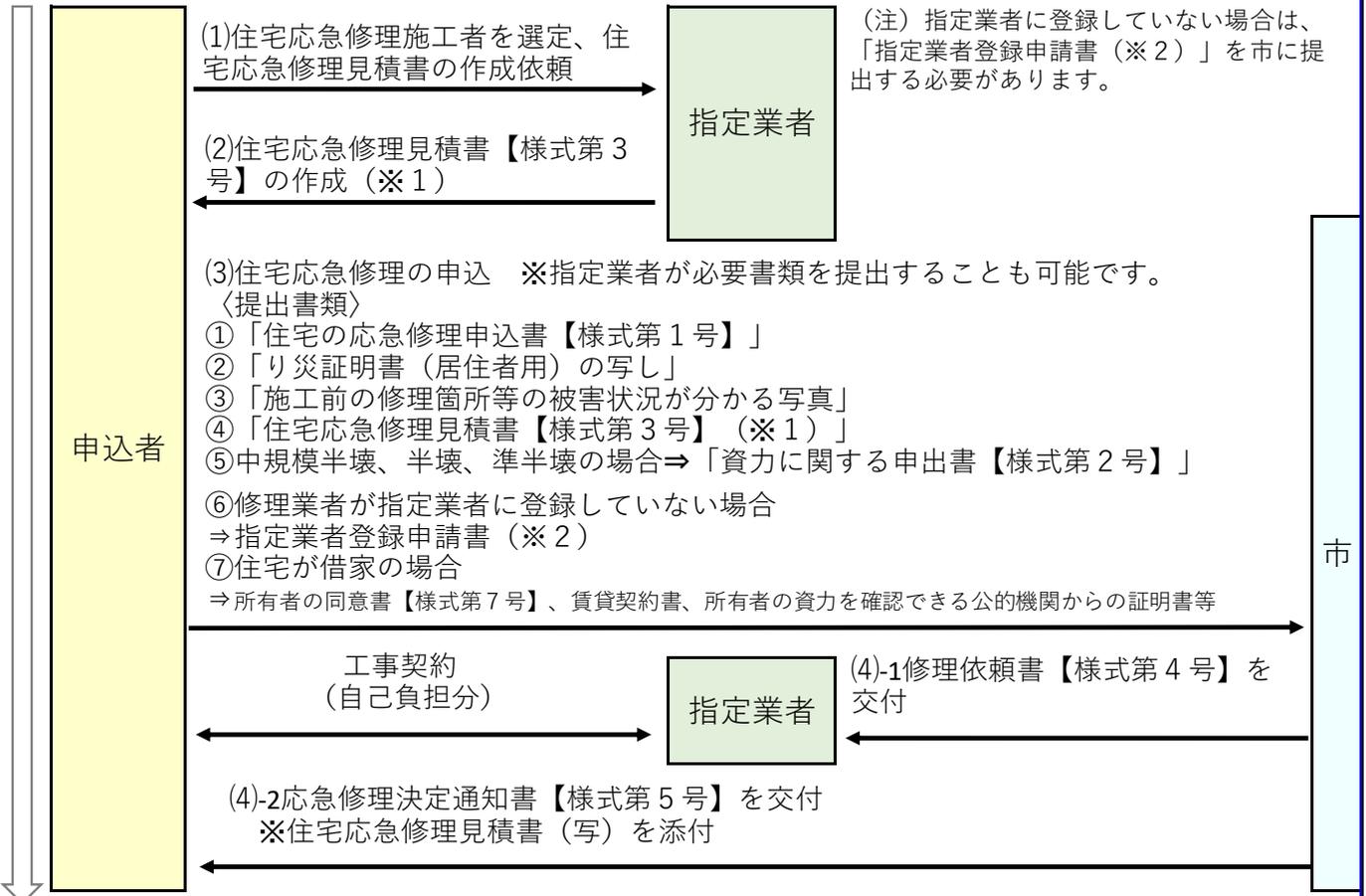
郡山市建設交通部住宅政策課  
郡山市朝日1-23-7(郡山市役所本庁舎3階)  
☎024-924-2631

## 6 お問い合わせ先

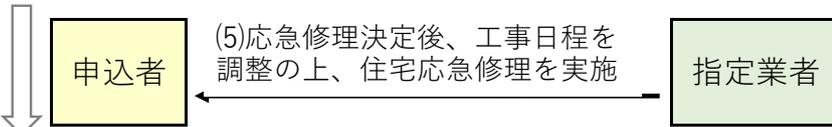
郡山市建設交通部住宅政策課  
郡山市朝日1-23-7(郡山市役所本庁舎3階)  
☎024-924-2631

手続きの流れ

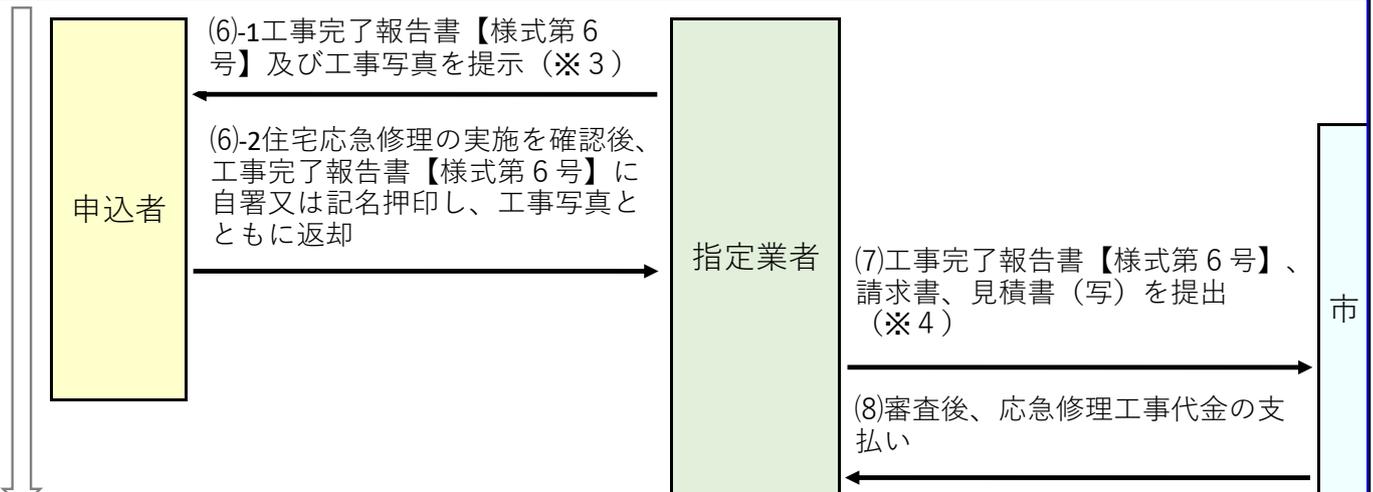
1 申込



2 住宅応急修理の実施



3 工事完了、支払い



4 住宅応急修理の手続完了

- ※1 住宅応急修理見積書【様式第3号】には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を明記し、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- ※2 台風第19号、令和3年福島県沖地震等の際に登録した場合でも、令和4年福島県沖地震として再度登録すること。
- ※3 応急修理の箇所、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提示すること。
- ※4 工事完了報告書【様式第6号】には施工前、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。